

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月9日
【計算期間】	第5期中（自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）
【ファンド名】	新興国為替ファンド 韓国ウォン買い 新興国為替ファンド 韓国ウォン売り 新興国為替ファンド インドルピー買い 新興国為替ファンド インドルピー売り 新興国為替ファンド トルコリラ買い 新興国為替ファンド トルコリラ売り 新興国為替ファンド ブラジルリアル買い 新興国為替ファンド ブラジルリアル売り 新興国為替ファンド マネーアカウントファンド
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【新興国為替ファンド 韓国ウォン買い】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	15	98.98
親投資信託受益証券	日本	0	0.20
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	0	0.82
合計（純資産総額）	-	15	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成25年9月10日現在）	15	15	13,151	13,151
第2期 計算期間 （平成26年9月10日現在）	18	18	14,359	14,359
第3期 計算期間 （平成27年9月10日現在）	16	16	13,835	13,835
平成28年3月末日	15	-	13,171	-
平成28年4月末日	15	-	13,066	-
平成28年5月末日	14	-	12,555	-
平成28年6月末日	14	-	11,923	-
平成28年7月末日	14	-	12,524	-
平成28年8月末日	14	-	12,302	-
第4期 計算期間 （平成28年9月12日現在）	14	14	12,454	12,454
平成28年9月末日	14	-	12,414	-
平成28年10月末日	14	-	12,346	-
平成28年11月末日	15	-	12,889	-
平成28年12月末日	15	-	12,905	-
平成29年1月末日	15	-	13,034	-
平成29年2月末日	15	-	13,209	-
平成29年3月末日	15	-	13,239	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0

第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	31.51
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	9.19
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	3.65
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	9.98
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	6.30

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド 韓国ウォン売り】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	65	98.50
親投資信託受益証券	日本	0	0.08
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	1	1.42
合計（純資産総額）	-	66	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成25年9月10日現在）	10	10	6,969	6,969
第2期 計算期間 （平成26年9月10日現在）	23	23	5,847	5,847
第3期 計算期間 （平成27年9月10日現在）	27	27	5,500	5,500
平成28年3月末日	23	-	5,467	-

平成28年4月末日	29	-	5,477	-
平成28年5月末日	30	-	5,663	-
平成28年6月末日	25	-	5,903	-
平成28年7月末日	24	-	5,573	-
平成28年8月末日	25	-	5,635	-
第4期 計算期間 （平成28年9月12日現在）	24	24	5,555	5,555
平成28年9月末日	39	-	5,560	-
平成28年10月末日	39	-	5,560	-
平成28年11月末日	37	-	5,284	-
平成28年12月末日	38	-	5,244	-
平成29年1月末日	38	-	5,165	-
平成29年2月末日	37	-	5,068	-
平成29年3月末日	66	-	5,022	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	30.31
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	16.10
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	5.93
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	1.00
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	9.59

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド インドルピー買い】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	73	98.7

親投資信託受益証券	日本	0	0.09
現金・預金・その他の資産 (負債差引後)	日本	1	1.21
合計(純資産総額)	-	74	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	14	14	11,351	11,351
第2期 計算期間 (平成26年9月10日現在)	182	182	13,247	13,247
第3期 計算期間 (平成27年9月10日現在)	83	83	13,948	13,948
平成28年3月末日	88	-	13,145	-
平成28年4月末日	98	-	13,049	-
平成28年5月末日	96	-	12,823	-
平成28年6月末日	80	-	11,907	-
平成28年7月末日	102	-	12,321	-
平成28年8月末日	82	-	12,090	-
第4期 計算期間 (平成28年9月12日現在)	91	91	12,167	12,167
平成28年9月末日	90	-	12,068	-
平成28年10月末日	145	-	12,546	-
平成28年11月末日	107	-	13,091	-
平成28年12月末日	75	-	13,682	-
平成29年1月末日	73	-	13,532	-
平成29年2月末日	73	-	13,492	-
平成29年3月末日	74	-	13,735	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0
第2期 計算期間(平成26年9月10日)	0
第3期 計算期間(平成27年9月10日)	0
第4期 計算期間(平成28年9月12日)	0

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	13.51
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	16.70
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	5.29
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	12.77
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	12.89

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド インドルピー売り】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	9	98.69
親投資信託受益証券	日本	0	0.21
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	1	1.10
合計（純資産総額）	-	10	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成25年9月10日現在）	17	17	7,972	7,972
第2期 計算期間 （平成26年9月10日現在）	13	13	6,216	6,216
第3期 計算期間 （平成27年9月10日現在）	11	11	5,342	5,342
平成28年3月末日	11	-	5,385	-
平成28年4月末日	17	-	5,393	-
平成28年5月末日	17	-	5,448	-
平成28年6月末日	12	-	5,836	-
平成28年7月末日	11	-	5,598	-
平成28年8月末日	12	-	5,673	-
第4期 計算期間 （平成28年9月12日現在）	11	11	5,623	5,623

平成28年9月末日	11	-	5,661	-
平成28年10月末日	11	-	5,412	-
平成28年11月末日	10	-	5,144	-
平成28年12月末日	10	-	5,889	-
平成29年1月末日	10	-	5,913	-
平成29年2月末日	10	-	4,899	-
平成29年3月末日	10	-	4,777	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	20.28
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	22.03
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	14.06
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	5.26
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	15.05

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド トルコリラ買い】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	90	98.41
親投資信託受益証券	日本	0	0.09
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	1	1.50
合計（純資産総額）	-	91	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	84	84	11,582	11,582
第2期 計算期間 (平成26年9月10日現在)	140	140	11,916	11,916
第3期 計算期間 (平成27年9月10日現在)	68	68	10,427	10,427
平成28年3月末日	68	-	10,677	-
平成28年4月末日	67	-	10,688	-
平成28年5月末日	65	-	10,188	-
平成28年6月末日	63	-	9,724	-
平成28年7月末日	73	-	9,579	-
平成28年8月末日	80	-	9,624	-
第4期 計算期間 (平成28年9月12日現在)	80	80	9,622	9,622
平成28年9月末日	88	-	9,484	-
平成28年10月末日	88	-	9,472	-
平成28年11月末日	86	-	9,271	-
平成28年12月末日	89	-	9,336	-
平成29年1月末日	143	-	8,517	-
平成29年2月末日	113	-	8,941	-
平成29年3月末日	91	-	8,776	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	15.82
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	2.88
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	12.50
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	7.72
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	8.79

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド トルコリラ売り】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	68	98.57
親投資信託受益証券	日本	0	0.04
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	1	1.39
合計（純資産総額）	-	69	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成25年9月10日現在）	13	13	7,944	7,944
第2期 計算期間 （平成26年9月10日現在）	7	7	7,062	7,062
第3期 計算期間 （平成27年9月10日現在）	17	17	7,230	7,230
平成28年3月末日	16	-	6,680	-
平成28年4月末日	16	-	6,631	-
平成28年5月末日	17	-	6,908	-
平成28年6月末日	17	-	7,204	-
平成28年7月末日	17	-	7,237	-
平成28年8月末日	17	-	7,155	-
第4期 計算期間 （平成28年9月12日現在）	17	17	7,142	7,142
平成28年9月末日	17	-	7,234	-
平成28年10月末日	17	-	7,206	-
平成28年11月末日	18	-	7,300	-
平成28年12月末日	17	-	7,186	-
平成29年1月末日	91	-	7,775	-
平成29年2月末日	57	-	7,371	-
平成29年3月末日	69	-	7,462	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0

第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	20.56
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	11.10
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	2.38
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	1.22
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	4.48

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド ブラジルリアル買い】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	95	98.46
親投資信託受益証券	日本	0	0.30
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	2	1.24
合計（純資産総額）	-	97	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成25年9月10日現在）	204	204	11,600	11,600
第2期 計算期間 （平成26年9月10日現在）	89	89	12,992	12,992
第3期 計算期間 （平成27年9月10日現在）	123	123	9,375	9,375
平成28年3月末日	206	-	9,618	-
平成28年4月末日	232	-	9,871	-

平成28年5月末日	219	-	9,668	-
平成28年6月末日	219	-	9,870	-
平成28年7月末日	205	-	10,286	-
平成28年8月末日	214	-	10,260	-
第4期 計算期間 (平成28年9月12日現在)	194	194	10,315	10,315
平成28年9月末日	194	-	10,315	-
平成28年10月末日	194	-	10,926	-
平成28年11月末日	199	-	10,927	-
平成28年12月末日	231	-	11,806	-
平成29年1月末日	150	-	12,295	-
平成29年2月末日	100	-	12,235	-
平成29年3月末日	97	-	12,118	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	16.00
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	12.00
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	27.84
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	10.03
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	17.48

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド ブラジルリアル売り】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	23	98.54
親投資信託受益証券	日本	0	0.21
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	0	1.25
合計（純資産総額）	-	23	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成25年9月10日現在）	9	9	7,935	7,935
第2期 計算期間 （平成26年9月10日現在）	15	15	6,462	6,462

第3期 計算期間 （平成27年9月10日現在）	41	41	7,803	7,803
平成28年3月末日	32	-	7,170	-
平成28年4月末日	31	-	6,913	-
平成28年5月末日	32	-	7,022	-
平成28年6月末日	31	-	6,814	-
平成28年7月末日	36	-	6,458	-
平成28年8月末日	29	-	6,418	-
第4期 計算期間 （平成28年9月12日現在）	29	29	6,374	6,374
平成28年9月末日	29	-	6,359	-
平成28年10月末日	33	-	5,969	-
平成28年11月末日	26	-	5,880	-
平成28年12月末日	24	-	5,396	-
平成29年1月末日	23	-	5,167	-
平成29年2月末日	23	-	5,173	-
平成29年3月末日	23	-	5,189	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	20.65
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	18.56
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	20.75
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	18.31
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	18.59

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【新興国為替ファンド マネーアカウントファンド】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
-------	----	-----------	---------

親投資信託受益証券	日本	2	99.13
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	0	0.87
合計(純資産総額)	-	2	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	2	2	10,010	10,010
第2期 計算期間 (平成26年9月10日現在)	20	20	10,013	10,013
第3期 計算期間 (平成27年9月10日現在)	4	4	10,015	10,015
平成28年3月末日	4	-	10,015	-
平成28年4月末日	3	-	10,014	-
平成28年5月末日	1	-	10,012	-
平成28年6月末日	2	-	10,012	-
平成28年7月末日	2	-	10,011	-
平成28年8月末日	2	-	10,011	-
第4期 計算期間 (平成28年9月12日現在)	2	2	10,010	10,010
平成28年9月末日	2	-	10,010	-
平成28年10月末日	2	-	10,010	-
平成28年11月末日	3	-	10,009	-
平成28年12月末日	6	-	10,009	-
平成29年1月末日	2	-	10,007	-
平成29年2月末日	32	-	10,006	-
平成29年3月末日	2	-	10,001	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0
第2期 計算期間（平成26年9月10日）	0
第3期 計算期間（平成27年9月10日）	0
第4期 計算期間（平成28年9月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	0.10
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	0.03
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	0.02
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	0.05
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	0.09

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第5期計算期間中については平成29年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）T & Dマネーアカウントマザーファンドの状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	8	100.00
合計（純資産総額）	-	8	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2【設定及び解約の実績】

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	5,949	4,846
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	822	637
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	1,108	1,258
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	3	8
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	3	-

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド 韓国ウォン売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	18,328	16,837
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	5,112	2,679
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	4,166	3,270
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	1,588	2,048
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	8,960	241

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド インドルピー買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	9,396	8,135
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	15,150	2,706
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	14,728	22,507
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	8,021	6,453
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	6,660	8,776

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド インドルピー売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	24,366	22,253
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	33	104
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	2,010	2,012
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	2,925	2,942
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	-	22

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド トルコリラ買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	23,669	16,384
第2期 計算期間（平成25年9月11日～平成26年9月10日）	19,624	15,140
第3期 計算期間（平成26年9月11日～平成27年9月10日）	13,336	18,569
第4期 計算期間（平成27年9月11日～平成28年9月12日）	4,629	2,859
第5期 計算期間中（平成28年9月13日～平成29年3月31日）	11,249	9,162

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド トルコリラ売り

	設定口数	解約口数

第1期 計算期間(平成24年9月5日～平成25年9月10日)	21,923	20,310
第2期 計算期間(平成25年9月11日～平成26年9月10日)	4,315	4,901
第3期 計算期間(平成26年9月11日～平成27年9月10日)	4,379	3,016
第4期 計算期間(平成27年9月11日～平成28年9月12日)	1,490	1,473
第5期 計算期間中(平成28年9月13日～平成29年3月31日)	17,746	10,934

- (注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド ブラジルリアル買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日～平成25年9月10日)	64,565	46,981
第2期 計算期間(平成25年9月11日～平成26年9月10日)	20,913	31,639
第3期 計算期間(平成26年9月11日～平成27年9月10日)	20,449	14,239
第4期 計算期間(平成27年9月11日～平成28年9月12日)	27,158	21,372
第5期 計算期間中(平成28年9月13日～平成29年3月31日)	5,843	16,711

- (注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド ブラジルリアル売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日～平成25年9月10日)	11,354	10,182
第2期 計算期間(平成25年9月11日～平成26年9月10日)	9,266	8,189
第3期 計算期間(平成26年9月11日～平成27年9月10日)	12,388	9,445
第4期 計算期間(平成27年9月11日～平成28年9月12日)	3,004	3,694
第5期 計算期間中(平成28年9月13日～平成29年3月31日)	1,039	1,096

- (注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日～平成25年9月10日)	27,984	27,739
第2期 計算期間(平成25年9月11日～平成26年9月10日)	20,295	18,530
第3期 計算期間(平成26年9月11日～平成27年9月10日)	11,899	13,555
第4期 計算期間(平成27年9月11日～平成28年9月12日)	271	472
第5期 計算期間中(平成28年9月13日～平成29年3月31日)	8,655	8,628

- (注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第5期中間計算期間(平成28年9月13日から平成29年3月12日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【新興国為替ファンド 韓国ウォン買い】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	188,356	178,691
投資信託受益証券	13,941,361	14,843,391
親投資信託受益証券	30,087	30,078
流動資産合計	14,159,804	15,052,160
資産合計	14,159,804	15,052,160
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,337	2,311
未払委託者報酬	46,699	46,562
その他未払費用	576	894
流動負債合計	49,612	49,767
負債合計	49,612	49,767
純資産の部		
元本等		
元本	11,330,000	11,360,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,780,192	3,642,393
(分配準備積立金)	373,324	373,324
元本等合計	14,110,192	15,002,393
純資産合計	14,110,192	15,002,393
負債純資産合計	14,159,804	15,052,160

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 (自平成27年9月11日 至平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自平成28年9月13日 至平成29年3月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,422,787	902,021
営業収益合計	1,422,787	902,021
営業費用		
支払利息	-	1
受託者報酬	2,521	2,311
委託者報酬	50,414	46,562
その他費用	596	894
営業費用合計	53,531	49,768
営業利益	1,476,318	852,253
経常利益	1,476,318	852,253
中間純利益	1,476,318	852,253
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	4,364,033	2,780,192
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,504	9,948
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,504	9,948
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,892,219	3,642,393

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,133口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,136口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,454円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 13,206円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別	第4期 (自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
期首元本額	11,380,000 円	11,330,000 円
期中追加設定元本額	30,000 円	30,000 円
期中一部解約元本額	80,000 円	- 円

2 デリバティブ取引関係

第4期(自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間(自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド 韓国ウォン売り】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	444,575	896,133
投資信託受益証券	23,816,313	53,199,490
親投資信託受益証券	50,080	50,065
流動資産合計	24,310,968	54,145,688
資産合計	24,310,968	54,145,688
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,284	6,000
未払委託者報酬	85,695	119,906
未払利息	-	4
その他未払費用	1,073	2,366
流動負債合計	91,052	128,276
負債合計	91,052	128,276
純資産の部		
元本等		
元本	43,600,000	106,790,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	19,380,084	52,772,588
元本等合計	24,219,916	54,017,412
純資産合計	24,219,916	54,017,412
負債純資産合計	24,310,968	54,145,688

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第4期中間計算期間 (自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,484,772	3,525,584
営業収益合計	1,484,772	3,525,584
営業費用		
支払利息	-	229
受託者報酬	4,221	6,000
委託者報酬	84,436	119,906
その他費用	1,064	2,366
営業費用合計	89,721	128,501
営業利益	1,395,051	3,654,085
経常利益	1,395,051	3,654,085
中間純利益	1,395,051	3,654,085
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	89,117	83,891
期首剰余金又は期首欠損金 ()	21,690,776	19,380,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,731,263	1,069,319
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,731,263	1,069,319
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,495,897	30,891,629
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,495,897	30,891,629
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	20,149,476	52,772,588

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,360口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,679口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 19,380,084円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 52,772,588円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5,555円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5,058円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第4期 (自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
期首元本額		48,200,000 円	43,600,000 円
期中追加設定元本額		15,880,000 円	65,600,000 円
期中一部解約元本額		20,480,000 円	2,410,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期(自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間(自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド インドルピー買い】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,786,192	1,232,070
投資信託受益証券	89,642,013	73,222,133
親投資信託受益証券	70,100	70,079
流動資産合計	91,498,305	74,524,282
資産合計	91,498,305	74,524,282
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,892	14,722
未払委託者報酬	297,730	294,402
未払利息	3	6
その他未払費用	3,908	5,425
流動負債合計	316,533	314,555
負債合計	316,533	314,555
純資産の部		
元本等		
元本	74,940,000	53,780,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	16,241,772	20,429,727
(分配準備積立金)	256,410	92,538
元本等合計	91,181,772	74,209,727
純資産合計	91,181,772	74,209,727
負債純資産合計	91,498,305	74,524,282

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 (自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
営業収益		
受取利息	81	-
有価証券売買等損益	7,576,095	14,192,768
営業収益合計	7,576,014	14,192,768
営業費用		
支払利息	-	1,576
受託者報酬	15,648	14,722
委託者報酬	312,953	294,402
その他費用	4,108	5,425
営業費用合計	332,709	316,125
営業利益	7,908,723	13,876,643
経常利益	7,908,723	13,876,643
中間純利益	7,908,723	13,876,643
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	722,552	6,160,899
期首剰余金又は期首欠損金 ()	23,394,841	16,241,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,937,633	16,667,104
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,937,633	16,667,104
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,276,198	20,194,893
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,276,198	20,194,893
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	19,870,105	20,429,727

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 7,494口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,378口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,167円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 13,799円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別	第4期 （自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）	第5期中間計算期間 （自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）
項 目		
期首元本額	59,260,000 円	74,940,000 円
期中追加設定元本額	80,210,000 円	66,600,000 円
期中一部解約元本額	64,530,000 円	87,760,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期（自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）

該当事項はありません。

第5期中間計算期間（自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド インドルピー売り】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	187,634	144,078
投資信託受益証券	11,202,953	9,433,311
親投資信託受益証券	20,091	20,085
未収入金	124,335	-
流動資産合計	11,535,013	9,597,474
資産合計	11,535,013	9,597,474
負債の部		
流動負債		
未払解約金	112,660	-
未払受託者報酬	2,167	1,688
未払委託者報酬	43,446	33,392
その他未払費用	515	583
流動負債合計	158,788	35,663
負債合計	158,788	35,663
純資産の部		
元本等		
元本	20,230,000	20,010,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	8,853,775	10,448,189
元本等合計	11,376,225	9,561,811
純資産合計	11,376,225	9,561,811
負債純資産合計	11,535,013	9,597,474

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 (自平成27年9月11日 至平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自平成28年9月13日 至平成29年3月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	337,808	1,670,779
営業収益合計	337,808	1,670,779
営業費用		
支払利息	-	1
受託者報酬	1,742	1,688
委託者報酬	35,036	33,392
その他費用	401	583
営業費用合計	37,179	35,664
営業利益	300,629	1,706,443
経常利益	300,629	1,706,443
中間純利益	300,629	1,706,443
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,946	15,752
期首剰余金又は期首欠損金()	9,501,586	8,853,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,242	96,277
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,242	96,277
剰余金減少額又は欠損金増加額	298,602	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	298,602	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	9,437,263	10,448,189

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,023口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,001口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 8,853,775円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,448,189円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5,623円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4,779円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第4期 (自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
期首元本額		20,400,000 円	20,230,000 円
期中追加設定元本額		29,250,000 円	- 円
期中一部解約元本額		29,420,000 円	220,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期(自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間(自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド トルコリラ買い】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,319,877	1,790,448
投資信託受益証券	78,761,168	86,089,227
親投資信託受益証券	80,106	80,082
未収入金	-	22,575,282
流動資産合計	80,161,151	110,535,039
資産合計	80,161,151	110,535,039
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,622	22,786,078
未払受託者報酬	11,058	15,587
未払委託者報酬	221,053	311,726
未払利息	2	9
その他未払費用	2,881	6,400
流動負債合計	244,616	23,119,800
負債合計	244,616	23,119,800
純資産の部		
元本等		
元本	83,060,000	100,030,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,143,465	12,614,761
(分配準備積立金)	230,024	130,654
元本等合計	79,916,535	87,415,239
純資産合計	79,916,535	87,415,239
負債純資産合計	80,161,151	110,535,039

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第4期中間計算期間 (自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
営業収益		
受取利息	43	-
有価証券売買等損益	1,410,877	4,450,264
営業収益合計	1,410,834	4,450,264
営業費用		
支払利息	-	1,036
受託者報酬	10,747	15,587
委託者報酬	214,889	311,726
その他費用	2,808	6,400
営業費用合計	228,444	334,749
営業利益	1,639,278	4,785,013
経常利益	1,639,278	4,785,013
中間純利益	1,639,278	4,785,013
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	94,465	1,852,611
期首剰余金又は期首欠損金 ()	2,793,856	3,143,465
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,520,215	7,751,991
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,751,991
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,520,215	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,386,685	14,290,885
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,386,685	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	14,290,885
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	2,382,573	12,614,761

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 8,306口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,003口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,143,465円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 12,614,761円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,622円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,739円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第4期 (自平成27年9月11日 至平成28年9月12日)	第5期中間計算期間 (自平成28年9月13日 至平成29年3月12日)
期首元本額		65,360,000 円	83,060,000 円

期中追加設定元本額	46,290,000 円	107,190,000 円
期中一部解約元本額	28,590,000 円	90,220,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期（自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）

該当事項はありません。

第5期中間計算期間（自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド トルコリラ売り】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	259,226	19,220,763
投資信託受益証券	16,962,406	38,684,122
親投資信託受益証券	30,087	30,078
流動資産合計	17,251,719	57,934,963
資産合計	17,251,719	57,934,963
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	18,550,000
未払受託者報酬	2,828	5,204
未払委託者報酬	56,472	104,215
未払利息	-	102
その他未払費用	697	2,367
流動負債合計	59,997	18,661,888
負債合計	59,997	18,661,888
純資産の部		
元本等		
元本	24,070,000	52,190,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	6,878,278	12,916,925
(分配準備積立金)	864,590	253,560
元本等合計	17,191,722	39,273,075
純資産合計	17,191,722	39,273,075
負債純資産合計	17,251,719	57,934,963

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 （自平成27年9月11日 至平成28年3月10日）	第5期中間計算期間 （自平成28年9月13日 至平成29年3月12日）
営業収益		
有価証券売買等損益	707,412	351,297
営業収益合計	707,412	351,297
営業費用		
支払利息	-	734
受託者報酬	2,676	5,204
委託者報酬	53,510	104,215
その他費用	648	2,367
営業費用合計	56,834	112,520
営業利益	764,246	463,817
経常利益	764,246	463,817
中間純利益	764,246	463,817
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	5,753	59,459
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,620,590	6,878,278
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,091	26,327,025
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,091	26,327,025
剰余金減少額又は欠損金増加額	217,287	31,842,396
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	217,287	31,842,396
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,532,279	12,916,925

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,407口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,219口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,878,278円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 12,916,925円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 7,142円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 7,525円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第4期 (自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
期首元本額		23,900,000 円	24,070,000 円
期中追加設定元本額		14,900,000 円	137,460,000 円
期中一部解約元本額		14,730,000 円	109,340,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期(自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間(自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド ブラジルリアル買い】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,561,941	1,769,539
投資信託受益証券	191,567,498	98,866,543
親投資信託受益証券	290,211	290,124
未収入金	20,412,172	-
流動資産合計	215,831,822	100,926,206
資産合計	215,831,822	100,926,206
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,596,000	-
未払受託者報酬	35,327	27,804
未払委託者報酬	706,512	556,004
未払利息	6	9
その他未払費用	9,356	10,612
流動負債合計	21,347,201	594,429
負債合計	21,347,201	594,429
純資産の部		
元本等		
元本	188,540,000	81,350,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,944,621	18,981,777
(分配準備積立金)	2,685,667	796,848
元本等合計	194,484,621	100,331,777
純資産合計	194,484,621	100,331,777
負債純資産合計	215,831,822	100,926,206

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 (自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
営業収益		
受取利息	177	-
有価証券売買等損益	2,152,952	34,405,107
営業収益合計	2,152,775	34,405,107
営業費用		
支払利息	-	2,454
受託者報酬	25,540	27,804
委託者報酬	510,925	556,004
その他費用	6,749	10,612
営業費用合計	543,214	596,874
営業利益	2,695,989	33,808,233
経常利益	2,695,989	33,808,233
中間純利益	2,695,989	33,808,233
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,310,094	21,318,949
期首剰余金又は期首欠損金 ()	8,168,110	5,944,621
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,925,793	9,177,172
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,925,793	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,177,172
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,216,739	8,629,300
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,629,300
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,216,739	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	13,844,951	18,981,777

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 18,854口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 8,135口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,315円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,333円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別	第4期 （自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）	第5期中間計算期間 （自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）
項 目		
期首元本額	130,680,000 円	188,540,000 円
期中追加設定元本額	271,580,000 円	58,420,000 円
期中一部解約元本額	213,720,000 円	165,610,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期（自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）

該当事項はありません。

第5期中間計算期間（自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド ブラジルリアル売り】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	479,194	408,844
投資信託受益証券	28,275,310	22,696,578
親投資信託受益証券	50,080	50,065
流動資産合計	28,804,584	23,155,487
資産合計	28,804,584	23,155,487
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	15,267
未払受託者報酬	5,147	4,451
未払委託者報酬	102,987	88,974
未払利息	-	1
その他未払費用	1,304	1,634
流動負債合計	109,438	110,327
負債合計	109,438	110,327
純資産の部		
元本等		
元本	45,020,000	44,990,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	16,324,854	21,944,840
(分配準備積立金)	3,324,059	2,682,759
元本等合計	28,695,146	23,045,160
純資産合計	28,695,146	23,045,160
負債純資産合計	28,804,584	23,155,487

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 (自平成27年9月11日 至平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自平成28年9月13日 至平成29年3月12日)
営業収益		
受取利息	19	-
有価証券売買等損益	1,788,115	5,959,287
営業収益合計	1,788,096	5,959,287
営業費用		
支払利息	-	85
受託者報酬	5,980	4,451
委託者報酬	119,540	88,974
その他費用	1,532	1,634
営業費用合計	127,052	95,144
営業利益	1,915,148	6,054,431
経常利益	1,915,148	6,054,431
中間純利益	1,915,148	6,054,431
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	117,343	426,751
期首剰余金又は期首欠損金()	11,406,666	16,324,854
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,483,357	3,987,307
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,483,357	3,987,307
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,635,057	3,979,613
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,635,057	3,979,613
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	11,356,171	21,944,840

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,502口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 4,499口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 16,324,854円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 21,944,840円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,374円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5,122円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左
---------------------------	--	----

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第4期 (自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
期首元本額	51,920,000 円	45,020,000 円
期中追加設定元本額	30,040,000 円	10,930,000 円
期中一部解約元本額	36,940,000 円	10,960,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期(自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間(自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)

該当事項はありません。

【新興国為替ファンド マネーアカウントファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成28年9月12日現在)	第5期中間計算期間 (平成29年3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,719	29,884,154
親投資信託受益証券	1,508,858	1,784,892
流動資産合計	1,531,577	31,669,046
資産合計	1,531,577	31,669,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	29,867,910
未払委託者報酬	-	16
未払利息	-	159
その他未払費用	12	418
流動負債合計	12	29,868,503
負債合計	12	29,868,503
純資産の部		
元本等		
元本	1,530,000	1,800,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,565	543
(分配準備積立金)	46	-
元本等合計	1,531,565	1,800,543
純資産合計	1,531,565	1,800,543
負債純資産合計	1,531,577	31,669,046

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第4期中間計算期間 (自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日)	第5期中間計算期間 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	458	3,966
営業収益合計	458	3,966
営業費用		
支払利息	-	737
委託者報酬	29	16
その他費用	41	418
営業費用合計	70	1,171
営業利益	528	5,137
経常利益	528	5,137
中間純利益	528	5,137
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	117	4,464
期首剰余金又は期首欠損金 ()	5,337	1,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,650	64,337
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,650	64,337
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,657	64,686
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,657	64,686
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	4,919	543

（ 3 ） 【 中間注記表 】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成28年9月13日から平成29年3月12日までとなっております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 153口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 180口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,010円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,003円

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成28年9月12日現在）	第5期中間計算期間 （平成29年3月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別	第4期 （自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）	第5期中間計算期間 （自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）
期首元本額	3,540,000 円	1,530,000 円
期中追加設定元本額	2,710,000 円	84,720,000 円
期中一部解約元本額	4,720,000 円	84,450,000 円

2 デリバティブ取引関係

第4期（自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）

該当事項はありません。

第5期中間計算期間（自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）

該当事項はありません。

（参考）T & Dマネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & Dマネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成28年9月12日現在）	（平成29年3月12日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,536,718	20,066,560
流動資産合計		8,536,718	20,066,560
資産合計		8,536,718	20,066,560
負債の部			
流動負債			
未払利息		15	35
流動負債合計		15	35
負債合計		15	35
純資産の部			
元本等			
元本		8,522,672	20,041,228
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（　）		14,031	25,297
元本等合計		8,536,703	20,066,525
純資産合計		8,536,703	20,066,525
負債純資産合計		8,536,718	20,066,560

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
------------	------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 8,522,672口	1 計算期間の末日における受益権の総数 20,041,228口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0016円 (1万口当たり純資産額 10,016円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0013円 (1万口当たり純資産額 10,013円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月12日現在)
期首元本額		43,777,924 円	8,522,672 円
期中追加設定元本額		334,615,229 円	449,373,662 円
期中一部解約元本額		369,870,481 円	437,855,106 円
期末元本額		8,522,672 円	20,041,228 円
元本の内訳*			
新興国為替ファンド 韓国ウォン買い		30,039 円	30,039 円
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り		50,000 円	50,000 円
新興国為替ファンド インドルピー買い		69,989 円	69,989 円
新興国為替ファンド インドルピー売り		20,059 円	20,059 円
新興国為替ファンド トルコリラ買い		79,979 円	79,979 円
新興国為替ファンド トルコリラ売り		30,039 円	30,039 円
新興国為替ファンド ブラジルリアル買い		289,748 円	289,748 円
新興国為替ファンド ブラジルリアル売り		50,000 円	50,000 円
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド		1,506,448 円	1,782,575 円
T & D日本株ファンド (通貨選択型) マネープールコース		6,396,371 円	17,588,879 円
ロボット戦略 世界分散ファンド		- 円	49,921 円
合計		8,522,672 円	20,041,228 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 平成27年9月11日 至 平成28年9月12日）

該当事項はありません。

（自 平成28年9月13日 至 平成29年3月12日）

該当事項はありません。

（参考）

<外国籍投信の組入状況>

（平成29年3月31日現在）

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class A - KRW long	99.0%

新興国為替ファンド 韓国ウォン売り

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class B - KRW short	98.5%

新興国為替ファンド インドルピー買い

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class C - INR long	98.7%

新興国為替ファンド インドルピー売り

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class D - INR short	98.7%

新興国為替ファンド トルコリラ買い

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class E - TRY long	98.4%

新興国為替ファンド トルコリラ売り

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class F - TRY short	98.6%

新興国為替ファンド ブラジルリアル買い

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class G - BRL long	98.5%

新興国為替ファンド ブラジルリアル売り

組入銘柄

銘柄名	組入比率
エマージング・カレンシー・ファンド Class H - BRL short	98.5%

組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する外国籍投信の割合です。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

平成29年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は平成29年3月末日現在、237本であり、その純資産総額の合計は1,064,097百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	160本	459,279百万円
単位型株式投資信託	35本	115,763百万円
単位型公社債投資信託	42本	489,055百万円
合計	237本	1,064,097百万円

（３）【その他】

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第35期 (平成27年3月31日現在)		第36期 (平成28年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			5,145,515		6,399,568
2. 有価証券			2,000,000		-
3. 前払費用			61,184		42,361
4. 未収入金			6,658		125,183
5. 未収委託者報酬			615,656		541,361
6. 未収運用受託報酬			391,340		313,690
7. 未収法人税等			-		2,251
8. 未収消費税等			-		40,776
9. 繰延税金資産			75,393		54,160
10. その他			5,637		328
流動資産計			8,301,386		7,519,682
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	1	37,148		129,493	
(2) 器具備品	1	21,907		92,128	
(3) その他	1	897		672	
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		41,803		41,328	
(3) ソフトウェア仮勘定		4,935		1,366	
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		107,398		63,050	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		247,966		185,682	
(4) 繰延税金資産		154,137		132,823	
(5) その他		6,561		36,400	
固定資産計			631,004		691,195
資産合計			8,932,390		8,210,877

区分	注記 番号	第35期 (平成27年3月31日現在)		第36期 (平成28年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			240,063		136,502
2. 未払金			274,749		291,814
(1) 未払収益分配金		789		1,205	
(2) 未払償還金		5,658		5,660	
(3) 未払手数料		222,619		210,892	
(4) その他未払金		45,681		74,055	
3. 未払費用			350,246		268,567
4. 未払法人税等			18,393		-
5. 未払消費税等			56,005		-
6. 賞与引当金			174,657		115,430
7. 役員賞与引当金			10,000		6,175
流動負債計			1,124,115		818,489
固定負債					
1. 退職給付引当金			402,572		410,278
2. 役員退職慰労引当金			26,197		26,676
固定負債計			428,770		436,955
負債合計			1,552,885		1,255,444
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			6,002,917		5,580,304
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,690,127		2,267,514	
株主資本計			7,380,585		6,957,972
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			1,080		2,539
評価・換算差額等計			1,080		2,539
純資産合計			7,379,505		6,955,433
負債純資産合計			8,932,390		8,210,877

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,328,295		3,485,554
2. 運用受託報酬			1,839,106		1,528,989
営業収益計			6,167,402		5,014,544
営業費用					
1. 支払手数料			2,095,803		1,612,217
2. 広告宣伝費			3,774		3,125
3. 調査費			1,493,527		1,294,581
(1) 調査費		58,662		112,170	
(2) 委託調査費		1,058,869		800,411	
(3) 情報機器関連費		374,671		380,676	
(4) 図書費		1,323		1,323	
4. 委託計算費			160,922		164,312
5. 営業雑経費			157,361		144,458
(1) 通信費		8,310		8,940	
(2) 印刷費		97,950		92,160	
(3) 協会費		8,979		7,526	
(4) 諸会費		3,449		4,191	
(5) 紹介手数料		38,671		31,640	
営業費用計			3,911,389		3,218,696
一般管理費					
1. 給料			1,216,378		1,202,318
(1) 役員報酬		66,804		87,538	
(2) 給料・手当		1,101,744		1,066,119	
(3) 賞与		47,829		48,661	
2. 法定福利費			169,024		176,641
3. 退職金			3,571		4,021
4. 福利厚生費			3,044		3,654
5. 交際費			5,279		4,379
6. 旅費交通費			21,542		15,873
7. 事務委託費			83,048		96,492
8. 租税公課			17,845		20,908
9. 不動産賃借料			159,588		157,838
10. 退職給付費用			59,085		55,672
11. 役員退職慰労金			-		200
12. 役員退職慰労引当金繰入			5,366		6,278
13. 賞与引当金繰入			174,657		116,045
14. 役員賞与引当金繰入			10,000		6,175
15. 固定資産減価償却費			43,984		55,329
16. 諸経費			119,940		141,211
一般管理費計			2,092,356		2,063,042
営業利益または 営業損失()			163,656		267,194

区分	注記 番号	第35期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		第36期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			1,633		1,284
2. 有価証券利息			1,396		885
3. 受取利息			772		631
4. 時効成立分配金・償還金			291		-
5. その他			7		9
営業外収益計			4,101		2,810
営業外費用					
1. 為替差損			5,549		1,381
2. 雑損失			1,694		6,372
営業外費用計			7,244		7,754
経常利益または 経常損失()			160,513		272,137
特別利益					
1. 固定資産売却益	1		122		-
2. 投資有価証券売却益			14,779		52,535
特別利益計			14,901		52,535
特別損失					
1. 固定資産除却損	2		-		993
2. 投資有価証券売却損			18,299		2,642
3. 本社移転費用			14,743		257,044
特別損失計			33,043		260,680
税引前当期純利益または 税引前当期純損失()			142,371		480,283
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額			61,231		100,821
当期純利益または 当期純損失()			14,684		43,150
			66,454		422,613

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				別途積立金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,623,672	5,936,462	7,314,130
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益						66,454	66,454	66,454
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	66,454	66,454	66,454
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,690,127	6,002,917	7,380,585

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,225	2,225	7,311,904
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益			66,454
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	1,145	1,145	1,145
当期変動額合計	1,145	1,145	67,600
当期末残高	1,080	1,080	7,379,505

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,690,127	6,002,917	7,380,585
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益または 当期純損失()						422,613	422,613	422,613
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	422,613	422,613	422,613
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,080	1,080	7,379,505
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益			422,613
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	1,458	1,458	1,458
当期変動額合計	1,458	1,458	424,072
当期末残高	2,539	2,539	6,955,433

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

その他 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期 (平成27年3月31日現在)	第36期 (平成28年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 97,303千円	建物 6,710千円
器具備品 159,980千円	器具備品 83,324千円
	その他 224千円

(損益計算書関係)

第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">122千円</td> </tr> </table>	器具備品	122千円	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">315千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">677千円</td> </tr> </table>	器具備品	315千円	ソフトウェア	677千円
器具備品	122千円						
器具備品	315千円						
ソフトウェア	677千円						

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に基づき差入れたものであり、信用リスクの影響は軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,145,515	5,145,515	-
(2) 有価証券			
其他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収入金	6,658	6,658	-
(4) 未収委託者報酬	615,656	615,656	-
(5) 未収運用受託報酬	391,340	391,340	-
(6) 投資有価証券			
其他有価証券	45,198	45,198	-
資産計	8,204,369	8,204,369	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(222,619)	(222,619)	-
其他未払金	(45,681)	(45,681)	-
(2) 未払費用	(350,246)	(350,246)	-
負債計	(624,995)	(624,995)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	247,966
合計	315,552

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,145,515	-	-
有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	-	-
未収入金	6,658	-	-
未収委託者報酬	615,656	-	-
未収運用受託報酬	391,340	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	25,010	20,188
合計	8,159,171	25,010	20,188

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,399,568	6,399,568	-
(2) 未収入金	125,183	125,183	-
(3) 未収委託者報酬	541,361	541,361	-
(4) 未収運用受託報酬	313,690	313,690	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	32,850	32,850	-
資産計	7,412,654	7,412,654	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,205)	(1,205)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(210,892)	(210,892)	-
その他未払金	(74,055)	(74,055)	-
(2) 未払費用	(268,567)	(268,567)	-
負債計	(560,381)	(560,381)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	185,682
合計	221,269

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,399,568	-	-
未収入金	125,183	-	-
未収委託者報酬	541,361	-	-
未収運用受託報酬	313,690	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	23,921	1,400	7,528
合計	7,403,725	1,400	7,528

(有価証券関係)

第35期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は206,953千円であり、売却益の合計額は14,779千円、売却損の合計額は18,299千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	15,326	18,181	2,854
	小計	15,326	18,181	2,854
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,031,468	2,027,016	4,451
	小計	2,031,468	2,027,016	4,451
合計		2,046,795	2,045,198	1,596

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は107,042千円であり、売却益の合計額は52,535千円、売却損の合計額は2,642千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	14,353	16,214	1,861
	小計	14,353	16,214	1,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	22,156	16,635	5,520
	小計	22,156	16,635	5,520
合計		36,509	32,850	3,659

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	374,966千円
退職給付費用	50,270千円
退職給付の支払額	22,664千円
退職給付引当金の期末残高	402,572千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	402,572千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	402,572千円

退職給付引当金	402,572千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	402,572千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	50,270千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,815千円
--------------	---------

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	402,572千円
退職給付費用	47,397千円
退職給付の支払額	39,691千円
退職給付引当金の期末残高	410,278千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	410,278千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	410,278千円

退職給付引当金	410,278千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	410,278千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,397千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,275千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期（平成27年3月31日現在）	第36期（平成28年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	57,811	35,621
未払事業税	2,927	-
未払社会保険料	9,035	5,848
退職給付引当金	138,855	133,942
子会社株式評価損	1,317	1,246
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	21,200	15,056
減価償却超過額否認	3,538	2,962
長期差入保証金	11,227	29,925
本社移転費用	-	24,338
繰越欠損金	-	24,938
その他有価証券評価差額金	516	1,120
その他	5,619	5,468
小計	252,048	280,470
評価性引当額	22,517	93,346
繰延税金資産計	229,530	187,123
（繰延税金負債）		
未収事業税	-	139
繰延税金負債計	-	139
繰延税金資産の純額	229,530	186,983

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第35期（平成27年3月31日現在）	第36期（平成28年3月31日現在）	
法定実効税率 (調整)	35.6 %	税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3 %	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	
住民税均等割	1.6 %	
評価性引当額	4.2 %	
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	14.9 %	
その他	2.0 %	
税効果会計適用後の法人税率の負担率	53.3 %	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれるものについては30.6%となります。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社は、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	52,188千円	163,632千円
賃貸借契約締結にともなう増加額	-	52,929
見積りの変更による増加額（減少額）	111,444	58,356
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	163,632	158,204

（セグメント情報等）**セグメント情報**

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	116,711
							連結納税に伴う受取予定額(*2)	6,658	未収入金	6,658

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額(*1)	113,644	未収入金	113,644

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*1)	311,115	未収運用受託報酬	90,373

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第35期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,817.09円	1株当たり純資産額	6,425.34円
1株当たり当期純利益金額	61.39円	1株当たり当期純損失金額	390.40円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	66,454	当期純損失(千円)	422,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	66,454	普通株式に係る当期純損失(千円)	422,613
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第37期中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			6,341,156
2. 前払費用			58,590
3. 未収入金			84,800
4. 未収委託者報酬			652,916
5. 未収運用受託報酬			313,405
6. 繰延税金資産			22,331
7. その他			52
流動資産計			7,473,252
固定資産			
1. 有形固定資産			198,808
(1) 建物	1	122,094	
(2) 器具備品	1	76,124	
(3) その他	1	588	
2. 無形固定資産			51,693
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		42,938	
(3) ソフトウェア仮勘定		5,892	
3. 投資その他の資産			313,479
(1) 投資有価証券		46,132	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		125,079	
(4) 繰延税金資産		105,785	
(5) その他		31,095	
固定資産計			563,980
資産合計			8,037,233

		第37期中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			5,753
2. 未払金			309,817
(1) 未払収益分配金		1,205	
(2) 未払償還金		5,660	
(3) 未払手数料		258,107	
(4) その他未払金		44,843	
3. 未払費用			330,334
4. 未払法人税等			6,433
5. 未払消費税等	2		7,300
6. 前受収益			4,125
7. 賞与引当金			61,358
8. 役員賞与引当金			7,677
流動負債計			732,800
固定負債			
1. 退職給付引当金			412,464
2. 役員退職慰労引当金			17,130
固定負債計			429,594
負債合計			1,162,395
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,497,001
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,184,211	
株主資本計			6,874,669
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			168
評価・換算差額等計			168
純資産合計			6,874,838
負債純資産合計			8,037,233

(2) 中間損益計算書

		第37期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			1,744,847
2. 運用受託報酬			584,949
営業収益計			2,329,796
営業費用			
1. 支払手数料			783,946
2. 広告宣伝費			1,309
3. 調査費			586,894
(1) 調査費		52,689	
(2) 委託調査費		344,103	
(3) 情報機器関連費		189,686	
(4) 図書費		415	
4. 委託計算費			85,102
5. 営業雑経費			52,113
(1) 通信費		4,053	
(2) 印刷費		43,086	
(3) 協会費		2,938	
(4) 諸会費		2,036	
営業費用計			1,509,366
一般管理費			
1. 給料			551,385
(1) 役員報酬		33,668	
(2) 給料・手当		506,517	
(3) 賞与		11,199	
2. 法定福利費			85,248
3. 退職金			3,443
4. 福利厚生費			2,162
5. 交際費			558
6. 旅費交通費			5,349
7. 事務委託費			40,836
8. 租税公課			8,550
9. 不動産賃借料			62,551
10. 退職給付費用			26,362
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,225
12. 賞与引当金繰入			61,358
13. 役員賞与引当金繰入			7,677
14. 固定資産減価償却費	1		31,396
15. 諸経費			36,668
一般管理費計			925,774
営業損失()			105,343

		第37期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,033
2. 受取利息			33
3. 為替差益			383
4. 雑益			639
営業外収益計			2,088
営業外費用			
1. 雑損失			476
営業外費用計			476
經常損失()			103,731
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			344
特別利益計			344
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			5,634
特別損失計			5,634
税引前中間純損失()			109,021
法人税、住民税及び事業税			83,391
法人税等調整額			57,672
中間純損失()			83,302

（ 3 ） 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利益剰余金合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
				別途 積立金				
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972
当中間会計期間 変動額								
剰余金の配当								
中間純損失（ ）						83,302	83,302	83,302
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	83,302	83,302	83,302
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,184,211	5,497,001	6,874,669

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,539	2,539	6,955,433
当中間会計期間 変動額			
剰余金の配当			-
中間純損失（ ）			83,302
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）	2,708	2,708	2,708
当中間会計期間 変動額合計	2,708	2,708	80,594
当中間会計期間末 残高	168	168	6,874,838

重要な会計方針

	第37期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	3～50年	器具備品	3～15年	その他	8年
建物	3～50年						
器具備品	3～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。						

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第37期中間会計期間末 （平成28年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	14,109千円
器具備品	99,009千円
その他	308千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第37期中間会計期間 （自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	23,486千円
無形固定資産	7,909千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 （千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,341,156	6,341,156	-
(2) 未収入金	84,800	84,800	-
(3) 未収委託者報酬	652,916	652,916	-
(4) 未収運用受託報酬	313,405	313,405	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	15,932	15,932	-
資産計	7,408,210	7,408,210	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,205)	(1,205)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(258,107)	(258,107)	-
その他未払金	(44,843)	(44,843)	-
(2) 未払費用	(330,334)	(330,334)	-
負債計	(640,152)	(640,152)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	125,079
合計	160,665

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第37期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	9,586	10,033	446
	小計	9,586	10,033	446
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	6,102	5,899	202
	小計	6,102	5,899	202
合計		15,689	15,932	243

(資産除去債務関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

第37期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1 株当たり情報)

第37期中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	6,350円88銭
1 株当たり中間純損失金額	76円95銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎	
中間純損失（千円）	83,302
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	83,302
期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド 韓国ウォン買いの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド 韓国ウォン買いの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド 韓国ウォン売りの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド 韓国ウォン売りの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド インドルピー買いの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド インドルピー買いの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド インドルピー売りの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド インドルピー売りの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド トルコリラ買いの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド トルコリラ買いの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド トルコリラ売りの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド トルコリラ売りの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド ブラジルリアル買いの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド ブラジルリアル買いの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド ブラジルリアル売りの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド ブラジルリアル売りの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年5月10日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド マネーアカウントファンドの平成28年9月13日から平成29年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド マネーアカウントファンドの平成29年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年9月13日から平成29年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。